

幼稚園誕生の時代

—— 関信三の葛藤 ——

国吉 栄



(十)『幼稚園法二十遊嬉』——幼稚園の普及を願つて

明治十二年三月、関信三最後の書、『幼稚園法二十遊嬉』が出版された。

『幼稚園法二十遊嬉』は目次を含めて全三十四頁の冊子で、「総論」と「図解」というめずらしい構成になつてゐる。「図解」は子どもが恩物で作業している様子を描いた絵に簡単な解説をほどこしたもので、一頁に一恩物ずつ、計二十頁が当てられている。描かれている絵と、

それを囲むように埋め込まれているかな文字の配置がどこか絵草紙を思わせる、関信三にしては一風変わつた本である。当時の記念碑的な書物として『明治文化全集』にも採録されているが、「図解」というわかりやすさのせいもあつてひろく読まれたという。

この本の出版を思い立つたとき、彼はすでに肺を病んで、床に伏しがちの生活を送つていた。彼自身これが最

後の書になると覚悟していたと思われる。彼はどうして最後にこのようない形の本を書こうと考へたのか。彼はこの書に何を託したのである。今回はこの「」について考えてみたいと思う。

『幼稚園法二十遊嬉』の原典

『幼稚園法二十遊嬉』の原典についてはこれまで多くの先達が言及されている。しかし最終的な結論はまだ得られていないのが現状である。彼自身もこれまで同様、でかきの原典を明らかにしようと試みることから出発したが、作業は難航した。入手できる当時のあらゆる文献に当たつたが、どれもその原典と考へることはできなかつた。しかたがない、原典を特定しないまま書き始め

よう、何度かそう思つたことがあつたが、どうしてもためられた。原典について明らかにすることは関信三の思考に寄り添うことに他ならないといふことを、これまでの過程を通して、一層強く感じるようになつていたからである。結局私は宙ぶらりんの状態で、『幼稚園法二十遊嬉』

についてはいつまでも筆をとることができないでいた。

ところが、ある時、本当に何気ないことがきっかけで、「原典」を「発見」したのである。論証の過程は紙幅の都合で省略するが、『幼稚園法二十遊嬉』の「原典」は、「ドゥアイ著 Froebel's Kindergarten Occupations」である。関信三は『幼稚園創立法』に幼稚園参考文献目録を掲載しているが、その中で同書を「フレベルス、キンドルガーテン、オッキュペーションス布列別法幼稚園課 ダウエイ氏著」として紹介している。ただし、この本はいまだかつてこの世に存在したことはない。関信三の心のうちにだけ存在した架空の本であった。

この架空の本が生まれたのは、勘違いが原因であつた。彼は外国文献に掲載されていた“Froebel's Kindergarten Occupations”的宣伝、すなわち恩物売出しの宣伝を、ことある間に、ドゥアイの著書の宣伝と思いつ込んでしまつたのである。恩物卖出しの宣伝とドゥア

イの著書の宣伝が前後に並んでいたせいである。

彼が手本にしたのは、実際には、恩物宣伝カタログの数葉の絵であった。しかし関信三はそれを恩師の書の見本と思い込んだ。つまり彼は、彼にとつての幼稚園理論指導者であるドゥアイの「著書」を手本に、恩物書を著そうとしたのである。『幼稚園法二十遊嬉』は、言つてみれば、それによつて彼自身もまだ全容を見たことがないドゥアイの「著書」を「完成させた」ものであつた。

関信三と恩物

幼稚園の歴史を語るときに、初期の幼稚園は恩物中心だったとされることが多いが、これは誤解ではないかと私は思つてゐる。恩物が保育の中心になつたことがあつたとすれば、少なくとも、それは関信三以降のことである。意外に思われるかもしれないが、恩物は関信三にとつて死角であつた。

たしかに関信三は『幼稚園法二十遊嬉』の「総論」のなかで、「二十遊嬉ハ保育科中ノ最モ高度ヲ占ムルモノ

トス」と述べている。関信三が恩物を保育の中心と考へていたことを示す証として引用されてきた文章である。しかしこれをもつて彼の恩物理解の裏付けとするのはむずかしいのではないかと私は思つ。

関信三は、その翻訳・著作において、ひとつずつ原文を、再び三度と繰り返して使うことがある。これは彼の顯著な著作姿勢のひとつで、厳密に調べればかなりの数になるはずである。しかし彼は初めの文章をそのまま使うことはしない。しかも初めの文章から最後の文章の距離は大きい。もちろん、原文の解釈が時とともに、経験とともに新たにされていくのは歓迎すべきことであるが、関の場合はそれとも少し違うようと思う。彼は大胆に文章を変化させていくが、そのたびに原文からより離れていくのである。原文の再解釈の結果としての変化ではなく、訳文 자체が発展する、という感じがある。残念ながらここでは検討を省略せざるを得ないが、前掲の文書も、私がこうした印象を抱いた例のひとつである。訳文の変遷を見ていると、この一文が、彼の恩物理解の深

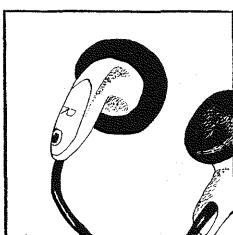
まりによるものとは、にわかには言えないよう思われる。

関信三と保育園

『幼稚園法二十遊嬉』の「図解」の絵からも、彼が恩物そのものには直接の関心を抱いていなかつたことがうかがえる。絵師の目は、正面から、背後から、あるいは横から子どもたちを活写することに向けられていて、恩物を扱っている手元には向けられていない。立方体が随分平たくなつていて、手元のみならず、恩物そのものからも注意が離れている。絵師の意図は、（依頼者である関信三の意図といつてもよいと思うが）、恩物そのもの、あるいはその用法をわかりやすく描くことにではなく、それをしている（または、あきてしまつたのかしていない）子どもたちを描くことにあつたように思われる。「図解」が恩物から視線を引いたところから描かれていることは、恩物をどのように用いるか、言い換れば、恩物とは何かに対する関心の薄さを示しているといえよう。

ではなぜ関信三は、「原典」をまだ実際に手にしていないのに、病床にあって、敢えてそれほど得意分野ではない恩物の本を書こうとしたのである。関信三の幼稚園における働きとしては、幼稚園文献の翻訳・著作による幼稚園紹介と、主席保育園松野クララの通訳として彼女と日本人保母や学生との橋渡しをしたことがあげられた。しかし、私はもうひとつ、保育園における関信三の働き、ということを考えてみたいと思う。

日本の保育園は、明治十一年に附属幼稚園に開設された（実質的には十二年に開始された）幼稚園保育練習科が公式の出発である。その「公式記録」の類は多くの保育史書で繰り返し紹介されているが、ではそれは実際にどのように立ち上げられたのか、ということにつ



いての記述は皆無に等しい。私自身もこれまでそのことについて考へることはなかつたし、それが語られていないといふことそのものに、気づいていなかつたようだ。しかし、日本の幼稚園の始まりを関信三の著作とともに歩くうちに、これまで私自身の中になかつた保母養成という問題が自然に浮かび上がってきた。関信三が、この時に、このような形の書を出版したのは、幼稚園普及への展望と、そのためには保母養成にかかる彼の意気込みとに深く関わっていたのではないか。『幼稚園法二十遊嬉』の出版をその頃の幼稚園の流れに置くことによつて、同書の歴史的意味が明らかになるのではないかと思つくなつたのである。

この時に、このよだな形の書を出版したのは、幼稚園普及への展望と、そのためには保母養成にかかる彼の意気込みとに深く関わっていたのではないか。『幼稚園法二十遊嬉』の出版をその頃の幼稚園の流れに置くことによつて、同書の歴史的意味が明らかになるのではないかと思つくなつたのである。

明治十一年十一月二十七日に行われた幼稚園開業式の模様が一般にも知れわたると、幼稚園に対する関心が全国にしだいに醸されてきた。参観者も多くなる。参観者のひとりに大阪府知事渡辺昇があつた。渡辺は浦上のキリシタン逮捕を指揮した元弾正大忠であり、関信三が弾正

台附属諜者安藤劉太郎であつた時の上司であつた。幼稚園には彼等の関係を知るものはない。新しい幼稚園の一室でふたりは何を語り合つたのか。少なくとも言えることは、関信三が「志」を語り、渡辺がそれを理解した、ということであろう。渡辺は帰阪後、すぐに幼稚園設立に動く。しかもそれは無料幼稚園であつた。幕末、維新を生き抜いたきわめて対照的な二人の人物は、それぞれに、幼稚園の中に、自らを奮い立たせる何ものかを認めただのである。

しかし、すぐに大阪に幼稚園を設立したくとも、附属幼稚園においても日本人保母は二人しかいない。そこで渡辺は至急保母を養成してもらうため、幼稚園側の準備も整つていなかつた。氏原銀と木村末の二人であつたのである。

氏原は「思い出くさ」と名づけた手記に、次のように書いている。「着京して、東京女子師範学校附属幼稚園監事関信三先生を御徒町の家に訪ぶて来意を告げた。関

先生は我宿處の安全なる場所を求むべく彼はと御配慮下され、幼稚園保母近藤濱先生方を御頼み下され、安心して通学することを得、殊に幼稚園のお隣にて万事好都合なりし」（竹村一『幼稚園教育と健康教育』昭和35、所収）。落ち着き先さえ決まっていなかつた若い二人が、関信三の住所を手に、はるばる海路大阪から上京してきた。この強引なやり方も関と渡辺の内密の関係あつてのことである。関信三の保母養成の仕事は、このように突然自宅を訪れた志願者の住居の心配という、まったくの始めの一歩から始まつた。

彼はこの時、三条に献上する『幼稚園創立法』を執筆中であった。日本に新たに幼稚園を開設するために思料を尽くしていた関信三にとつて、執筆中の幼稚園設立に関するハードの面に加えて、保母養成という、保育に直接関わる事業をどのように遂行していくかが、具体的で緊急な課題となつたのである。このふたつがともに立ち上がつてこそ、幼稚園は全国に広まつていくことができるのである。

まもなく八王子出身の横川櫻子が加わつて、附属幼稚園では三人の保母見習を置くことになつた。この時の保母見習の養成過程が、実質的に、そして必然的に、のちの公式な保母養成の形を作つていった。幼稚園の実際に手本がなかつたように、保母養成にも手本はなかつた。関信三は、手さぐりで、突然始まつた保母見習の養成にあたるとともに、今後始めらるべき正式な保母養成課程をどのようなものにすべきか、考えていつたものと思われる。

氏原らの保母見習が軌道に乗り始めた十一年四月、『幼稚園創立法』が完成、三条実美に献上された。『一色町誌』によれば、翌五月、関信三は「稟申書を中村正直に呈して保母練習科を幼稚園内に開設すべき必要を論じ」といる。この時の稟申書の確認はできないが、保母養成をすでに始めていた実情からみて、関信三が中村正直に対し保母練習科の設置の必要を説き、その実施に向けた積極的に働きかけたという『一色町誌』の記述は

きわめて納得できる。

六月十日、中村正直は保母練習科の設置に関わる伺を文部省に提出した。六月二十七日、伺が認められ、保母練習科が設置されることが決まった。ところが、早速入学希望者を募ったところ、意に反して、希望者が思うようにならぬ結果となってしまった。そこで、希望者が思つたとおりに集まらず、練習科を発足させることができなかつたのである。稟申書を出した関信三は、このことをどのように感じたであろうか。明治十二年の「文部省年報」の東京女子師範学校の項を見ると、希望者が集まらなかつたのは、入学資格、学費等の負担が大きいからではないかと考え、入学試験課目の程度を下げるとともに、給付生を置くことにしたと報告されている。保母練習科を開始させるために、ただちに具体的な策が講じられたことがわかる。このことをきっかけとして、関信三は保母養成の事業を実効あるものにするにはどうしたらよいか、より具体的に考えるようになつたと思われる。

九月、氏原銀が出産のため帰阪する。

十一月、『幼稚園恩物図形』が附属幼稚園から出版さ

れた。これは、手技によつてできるさまざまな図形を描いた紙片を十二枚一組にして和紙で包んだもので、書物ではない。「第八恩物 置箸法」から「第二十恩物 模型法」まで、十三種類発売された。図形は、ほとんどが海外の諸文献からの借用である。包みのおもてには、「東京女子師範学校附属幼稚園製造 発行」である。編纂者の名前はないが、当然、関信三に由るものと考えられる。これは、その形態から見て、明らかに实用に供するためのものである。誰のための实用か。幼稚園は、まだその製造元たる附属幼稚園だけしかなく、企図した保母練習科すら開業に至つていなかつた。しかし、関信三は、いつの日か全国に広まるであろう幼稚園の設立と、それに不可欠な保母養成を射程に入れて、「幼稚園恩物図形」を編んだのである。この見通しがなければ、解説のない、単なる図形の寄せ集め集を製造発売する必要など、ないものであつた。

十二月、活字版「幼稚園創立法」が文部省発行の『教育雑誌』に掲載された。広く幼稚園を普及させようとい

う意図が、一層鮮明に表わされた。

明けて十二年二月、保母豊田芙雄が幼稚園設立のため鹿児島へ出向する。西南戦争で荒廃した鹿児島に、新時代の幼稚園を開設することが求められたのである。

同じこの月、氏原とともに大阪から派遣された木村末が保母見習の修業を終えて帰阪する。ちょうど一年間の修業であった。関信三は、旅立とうとしている豊田、木

村の二人に、『幼稚園創立法』の映しを与えた。そのひ

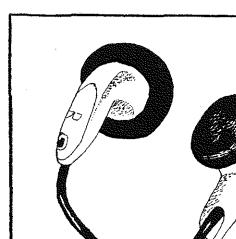
とつが、今日大阪愛珠幼稚園に残されているものである。鹿児島と大阪に幼稚園が創設される。このことを、関信三はどんなに喜んだことであろうか。豊田芙雄が派遣された鹿児島女子師範学校附属幼稚園は、開園時の園児数三十九。大阪に設立された府立模範幼稚園は園児数四十八。関信三が『幼稚園創立法』で提案した新しい幼稚園の形であった。

豊田、木村が出発した二月、いよいよ新規則によつて、関信三待望の保母練習科が発足した。『幼稚園法二十遊嬉』が出版されたのは、翌三月のことである。彼が

ひとり担つてきた幼稚園紹介の中で、ただひとつ欠けていたのは恩物の紹介であった。幼稚園の普及のためにも、保母養成のためにも、自分自身の手で何とか恩物書を著したい。それが彼の願いだつたのではないか。そして、十一月四日、関信三は彼が労した保母練習科の一回生の卒業を待たず、三十七歳の若さで没した。

幼稚園の普及を願つて

こうして当時を振り返ると、保母養成という問題が、この時期の幼稚園の課題であつたばかりでなく、関信三個人にとつても悲願であつたことが見えてくる。関信三は、この動きの中心に位置していた。『幼稚園法二十遊嬉』は、こうした流れの中であつて、構想、執筆されたのである。



保母養成に果たした役割は、従来考えられてきたよりも、ずっと大きかったのではないかと思われる。というより、保母養成は関信三抜きには考えられないのではない。しかも、保母養成は公的機関が公式に行つたというよりも、非常に個人的な意志によって行われたという感さえある。

『幼稚園法二十遊嬉』は、彼の他の幼稚園書と違つて、

『古今萬国英婦列伝』と同じ『青山堂』という私的な出版社から出版された。ここにも個人としての彼の意志が感じられる。実質的には関信三と半年ほどの間わりしか持てなかつたはずの練習生たちが、彼の死を悼み、フレーベルの墓に模した碑を建てたことも、自ずから理解できるよう気がする。関信三は、死を直前にして衰弱しきつっていたにもかかわらず、見舞いに訪れた練習生たちと面会することを望んだ。保母練習科にかけた関信三の愛情と執念が感じられる。

関信三は『幼稚園法二十遊嬉』の絵を非常に身近な、気さくな印象のものにさせた。また敢えて、これまで彼

の著作ではまったく採らなかつた文体を使つことにした。それは、彼が保母という仕事を軽んじていたからではない。もし彼がそのような姿勢でいたならば、練習生たちにそれが伝わらなかつたはずはない。何としても保母養成を成功させて幼稚園を普及させる、という強い意志が、できるだけ読みやすく、親しみのある表現方法を選ばせたのである。

「人類ノ幸福ト自治トハフレベル氏法制ノ基礎タリ」。

関信三が幼稚園にかけた思いは大きい。彼は自分が生きていくうちに、幼稚園発展の基礎を固くすることを願つた。それが『幼稚園法二十遊嬉』だったのではないか。その意味において、『幼稚園法二十遊嬉』は関信三最後の書として、まことにふさわしいものであつたと思う。

次回は最終回である。関信三の生涯について、あるいは幼稚園の歴史について、思いつくままに書かせていただきたいと思っている。